

医療法人関係届について

H23.3.1現在

概 要	根拠法令	提出書類	注意事項	備 考
決算届	医療法第52条第1項	①決算届 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤損益計算書 ⑥監事の監査報告書	原本を2部提出	「資産の総額」を法務局で登記し、登記完了届を遅滞なく管轄の保健所に提出すること。
役員変更届	医療法施行令第5条の13	①役員変更届 ②役員就任承諾書 ③役員履歴書 ④社員及び役員名簿	原本を2部提出	役員全員が再任(重任)であっても、 2年に一度は変更が必要。 また、新理事長(再任含む。)について法務局で登記を行い、登記完了届を遅滞なく管轄の保健所に提出すること。
登記完了届	医療法施行令第5条の12	①登記完了届 ②登記事項証明書	原本を2部提出 (うち1部については、添付する登記事項証明書は理事長の原本証明を行った写しで可)	左記「概要」に掲げる事項に変更が生じたときは、法務局で変更の登記をしなければならない。
定款 (寄付行為) 変更認可 申請書	医療法第50条第1項	①定款(寄付行為)変更認可申請書 ②定款(寄附行為)の変更内容及びその事由を記載した書類 ③定款(寄付行為)の新旧対照表 ④現行の定款(寄付行為)の写し ⑤定款(寄附行為)に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類 ・社団…社員総会の議事録 ・財団…理事会(評議員会)の議事録 ⑥その他必要書類(要問い合わせ)	原本を3部提出	定款(寄付行為)変更において、登記すべき事項について認可を受け、又は届け出た場合は、法務局で登記し、登記完了届を遅滞なく管轄の保健所に提出すること。